

「特例措置終了後の預金保険制度等に関する基本的な考え方」 (金融審議会第二部会) についてのコメント

平成11年11月5日

はじめに

預金等の全額保護を目的とする平成12年度までの時限的な特例措置は、期限通り解除することが基本的には望ましいと考えるが、金融システムを利用している企業の観点より、特例措置が終了するまでに整備すべき環境等について、ご要望を申上げるものである。

1. 金融機関の破綻処理について

特例処置の終了にあたっては、ディスクロージャー強化等による問題金融機関の早期発見、早期是正、金融機関等の経営努力等により、破綻を未然に防止することが望ましいのは無論である。

しかし金融機関の破綻が、企業の決済・資金調達面での活動に大きな影響を与える可能性があることを考慮すると、破綻処理の仕組みを手当し、企業活動や金融の信用秩序等への影響を最小とすることが重要である。

実際に破綻が生じた場合には、「特例措置終了後の預金保険制度等に関する基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」)に示されている通り、譲受金融機関が破綻金融機関の金融機能を引継ぐ一般資金援助方式を優先し、保険金支払方式(ペイオフ)の発動を回避するということを支持する。この処理を迅速に行うための条件整備を早急に実施することを期待する。

2. 金融機関破綻時の金融機能、決済機能の維持

金融機関の破綻時に、企業にとって即座に影響を及ぼすのが資金決済機能であることが予想される。特に現状の企業の資金決済では、1)月末等の特定日に決済が集中しているために一時的にせよ大きな金額が口座の残高となることは不可避であること、2)個人顧客と大量の小口決済を毎月行わなければならない業種があること、3)自動引落とし等のケースで、支払人口座からは引落とし済みで、受取人の口座へ入金未だという帰属が不明確な状況が発生していること等を鑑みれば、大きな混乱の発生も予想される。

「基本的な考え方」では決済性預金の取扱いを今後の検討課題としているが、上記のことを十分踏まえ、資金決済に重大な支障を来さぬような手当を要望する。

3. 企業の資金の流動性確保

決済機能への影響を抑えられたとしても、実際にペイオフが実施された場合には、企業にとって預金、借入金等についての影響が予想される。これらの影響を軽減する手段として、銀行預金等の圧縮が有効ではあるが、日本においては、米国とは異なり、短期の資金調達運用手段が限られているため、手元流動性を確保するために一定額以上の預金を持たざるを得ない状況にある。

このため、短期の資金調達運用に関する環境を、ペイオフ解禁前に整備することが不可欠と考える。

特に短期の資金調達手段として企業にとって最も重要であるCP(コマーシャル・ペーパー)の市場を整備し、ペーパーレス化、即日入金を可能とすることを強く望むものである。

また、資金運用面としては、銀行預金の他に、企業にとって安全で流動性の高い短期資金運用手段等の整備が望まれる。

4. その他

各金融機関が、財務内容の強化や経営健全化を早期に図ることは無論であるが、金融監督当局も早期是正措置等の検査・監督行政を引続き実施することにより、ペイオフ解禁後の金融機関の破綻を未然に防止することが重要である。

また、ペイオフ解禁後においても、企業をふくむ利用者がリスクを判断するのに十分な、金融機関の情報開示を行うことが必要である。

企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会)

〒105-0001東京都港区虎ノ門1丁目5番16号晚翠ビル5階

TEL03-3503-7671 FAX 03-3502-3740 cfta@bpf-f.or.jp